

岩手県告示第841号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和3年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - （1）奥州市水沢佐倉河字向川原から真城字中林下まで（別紙図面のとおり。）
 - （2）奥州市水沢東大通り二丁目から真城字上林下まで（別紙図面のとおり。）
 - （3）奥州市水沢羽田町字中袋から字下川端まで（別紙図面のとおり。）
 - （4）奥州市水沢東大通り一丁目から姉体町字車堂まで（別紙図面のとおり。）
 - （5）奥州市水沢佐倉河字惣前町から字扇田まで（別紙図面のとおり。）
 - （6）奥州市水沢南町から羽田町字中袋まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。